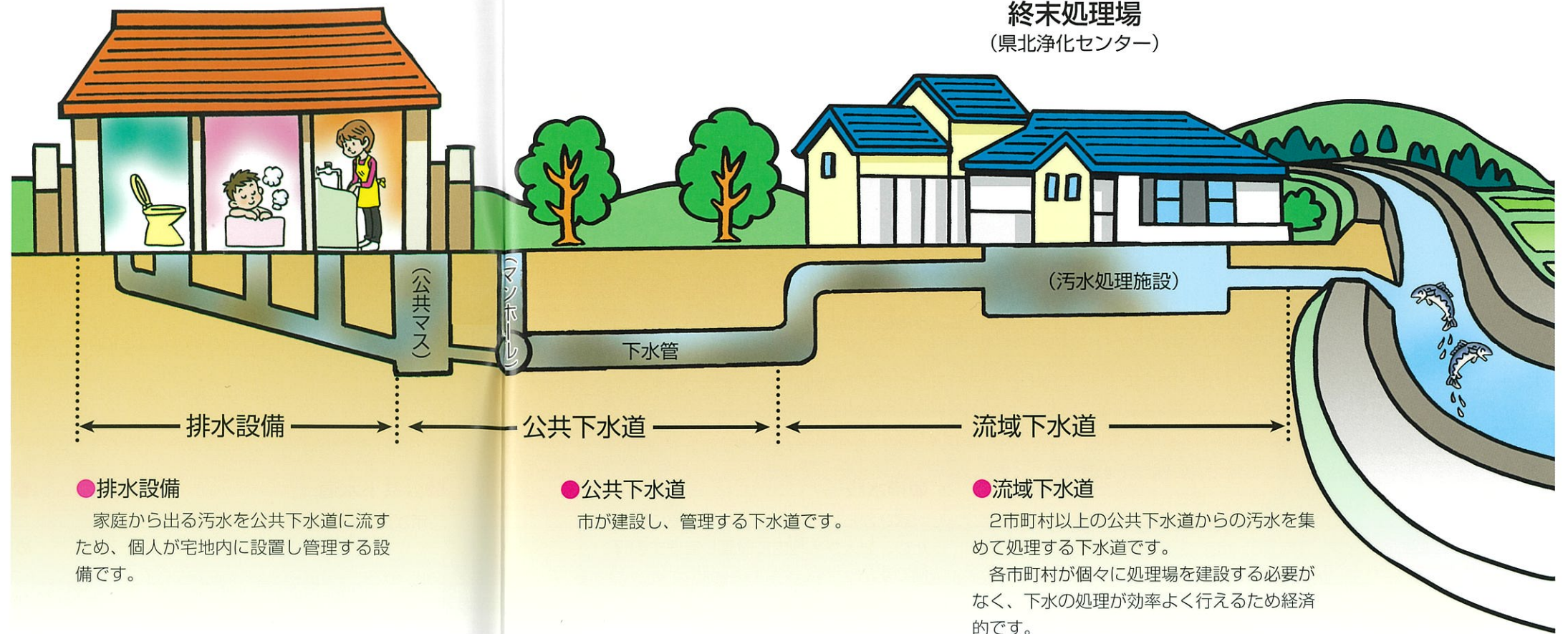


下水道のしくみ

汚れた水がきれいな水に戻るまで

現在、みなさまの家の近くにある“道路側溝・水路・私設下水管”は、下水道（公共下水道）ではありません。

下水道は、みなさんの家庭や工場から出る汚水を下水管に流し、終末処理場に集めて、生物学的・科学的に処理し、きれいな水にして河川に放流するものをいいます。



●排水設備

家庭から出る汚水を公共下水道に流すため、個人が宅地内に設置し管理する設備です。

●公共下水道

市が建設し、管理する下水道です。

●流域下水道

2市町村以上の公共下水道からの汚水を集めて処理する下水道です。各市町村が個々に処理場を建設する必要がなく、下水の処理が効率よく行えるため経済的です。

当市は、県の実施する『県北流域下水道（2市2町が対象）』に属しております。市の汚水は、「国見町」にある終末処理場まで運ばれ、そこで処理されます。

下水道のはたらき

きれいな水 さわやかな暮らし すてきな街を演出



大切な土地を有効に生かします

浄化槽や汲み取りの便槽が不要となり、庭などに使用できるので、大切な土地を有効利用できます。



トイレをさわやかにします

清潔で、快適な水洗トイレが使用できるようになります。

また、汲み取りの心配や浄化槽の管理といったわずらわしさから解放されます。



街をすてきにします

道路側溝や水路に垂れ流しされていた生活排水がなくなりますので、悪臭や蚊・ハエの発生を防止し、快適な環境になります。



川をきれいにします

下水管を通ってきた汚水を終末処理場で、きれいな水にして、河川に放流しますので、川が清らかな流れとなります。

下水道工事にご理解とご協力を

下水道工事は、ある程度の騒音、振動、通行止めなどがあり、みなさんにご不便をかけることとなりますが、快適な生活の実現のためにご協力をお願いします。

下水道工事の内容

[下水道管工事前の調査など]

[工事説明会]

[下水道管工事]

- ・水道管の仮設工事
- ・下水道管の布設工事
- ・水道管の本設工事
- ・道路の復旧

[工事完了]

排水設備等の設置工事は建物の所有者の責任でお願いします。

下水道管工事前の調査など

- 試掘……………既に埋設してある水道管や、NTTケーブルなどの位置を確認します。
- 家屋の状況調査……………公共ますを設置するために、家屋の位置、地盤の高さなどを調査します。

下水道管工事期間中は

- 工事は、1日約6～10mの範囲で移動しますので、その道路一路線全体が通行できなくなるわけではありません。
- 自宅前の道路がいつごろ工事に入るのかは事前にお知らせいたしますので、車両等の出入りについては、ご協力をお願いいたします。
- 工事中は、歩行者や自転車等は通り抜けできるようにいたしますが、工事の都合によっては、歩行者や自転車等も通り抜けできない場合もありますので、その際には迂回をお願いいたします。
- 工事現場への近寄りや、付近の通行には、ご注意ください。

公共ますの設置は

- 公共ますは、1宅地につき土地の面積に応じて右表のとおり、市が設置します。
設置場所については、将来の排水設備の工事を考慮して決定してください。その位置は、道路との境界から1メートル以内の場所とします。なお、ます設置のため申請書を提出していただきます。
- 設置後、使用者の都合でますを移設等する場合の費用は、使用者に負担していただきます。

(単位:個)

面積	最大設置数
500㎡未満	1
500㎡以上1,000㎡未満	2
1,000㎡以上3,000㎡未満	3
3,000㎡以上10,000㎡未満	4
10,000㎡以上100,000㎡未満	5
100,000㎡以上	6

同一の利用者の利用土地が連続しているときは、その面積を合算する。

私道に下水道管を設置するには

- 市では、下記の要件を備えている場合に、申請によって私道に公共下水道を設置することができます。
- ・公衆用道路として登記されている。
 - ・私道に設置する排水施設に汚水を排除する戸数が2戸以上である。
 - ・道路幅員が1.8m以上である。
 - ・供用開始後速やかに下水道を利用する。
 - ・土地所有者等が承諾する。

工事が終わったら

- 工事が完了し、下水道に汚水を流せるようになったら、公告などでお知らせします。
- 市指定の排水設備指定工事店(P18)へ依頼して、排水設備の工事を行ってください。